

郡山市告示第 108 号

郡山市自転車等の放置防止に関する条例(昭和 62 年郡山市条例第 17 号)第 9 条及び第 10 条の規定に基づき、
放置されている自転車等を次のとおり移動し、保管した。

令和 8 年 5 月 7 日

郡山市長 椎根 健雄

1 移動し、保管した年月日

令和 8 年 2 月 4 日から令和 8 年 2 月 25 日まで

2 移動し、保管した場所

移動を行った場所	保管した場所
別紙のとおり	郡山市撤去自転車等保管場所 (郡山市字東宿 17 番 6 郡山駅西口第二自転車等駐車場内)

3 保管した自転車等の台数

自転車 11 台
原動機付自転車 1 台

4 保管した自転車等の返還を行う場所、期間及び時間

- (1) 返還を行う場所 郡山市撤去自転車等保管場所
(郡山市字東宿 17 番 6 郡山駅西口第二自転車等駐車場内)
- (2) 返還を行う期間 告示の日から 60 日間
- (3) 返還を行う時間 午前 9 時から午後 6 時まで

5 保管した自転車等の返還の際、当該保管自転車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)が支払
うべき金額(移動及び保管に要した費用の徴収)

- (1) 自転車 1 台につき 2,000 円
(2) 原動機付自転車 1 台につき 4,000 円

※ 移動し、保管した日前において、当該自転車等の盗難の届出をしていた場合は、その証明となるものを提示することで免除とする。

6 保管した自転車等の返還の際に必要な事項

利用者等が保管自転車等の返還を求める際には、保管自転車等のかぎその他の当該自転車等の利用者等であることを証明できるものを提示しなければならない。

公共の場所に放置されていた自転車の移動、保管一覧

移動日 (保管開始日)	放置されていた場所	車種・台数	
		自転車	原動機付 自転車
令和8年2月4日	郡山市駅前2丁目地内	1台	
令和8年2月5日	郡山市駅前2丁目地内	1台	
令和8年2月6日	郡山市富久山町久保田字古町地内	1台	
令和8年2月6日	郡山市富久山町久保田字北谷地内	1台	
令和8年2月6日	郡山市富田町日吉ヶ丘地内	1台	
令和8年2月9日	郡山市字東宿地内	1台	
令和8年2月9日	郡山市駅前2丁目地内	1台	
令和8年2月12日	郡山市駅前2丁目地内	1台	
令和8年2月13日	郡山市富久山町久保田字大原地内	1台	
令和8年2月13日	郡山市昭和2丁目地内	1台	
令和8年2月20日	郡山市虎丸町地内	1台	
令和8年2月25日	郡山市安積町荒井字神送段地内		1台
	計	11台	1台